

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第 10 回会合）

2022 年 2 月 28 日（月）

（14:00～16:00）

Zoom オンライン会議

【司会】

それでは定刻になりましたので、これより JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合第 10 回会合を開催したいと思います。本会合に多数の方々、オンラインでご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日、司会を務めます JBIC 経営企画部、北島でございます。本日もよろしくお願いいたします。

本会合は、感染症防止のため、これまでと同様、ウェブ開催としております。ご不便に感じる部分もあろうかと思いますが、できる限りスムーズな運営に努めてまいりたいと考えております。

まず、本日の全体の流れからご説明します。事前にホームページにてご案内のとおり、本日の議題は、『個別論点に関する議論』、『環境ガイドライン改訂案について』、そして『異議申立手続要綱の見直しについて』ということで予定をしております。議題の順番でございますが、参加登録メールでご案内させていただいておりますとおり、前回、第 9 回会合で取り扱うことができませんでした『異議申立手続要綱の見直し』、から始め、その議論の後、前回会合の続きということで『個別論点に関する議論』、項番 17、18、『環境ガイドライン改訂案について』と進めてまいる予定でございます。

冒頭に司会からいくつか連絡事項ご説明いたしまして、その後、JBIC から前回会合以降の動き等を説明いただき、議題のほうに入っていきたいと思います。本日の所要の予定時間でございますが、1 時間半ということで 15 時 30 分までの予定でございます。質疑の状況により時間が前後する可能性がございます。延長する場合には全体で 2 時間までということで 16 時ぐらいまでとさせていただきます。議論の状況を見まして、時間管理させていただきながら、できる限り効率的に進めてまいりたいと思います。

本日の会合でございますが、会合中、途中の退出は自由となっております。退出後、再入室もできますが、事務局による確認作業を行います関係で、若干、時間を要する可能性がございます。

続いて本会合に関する連絡事項をいくつか申し上げます。前回ご参加の方には同じ内容の繰り返しとなり大変恐縮でございますが、今回ご参加の方もおられますので申し上げます。本日のコンサルテーション会合の議論につきましては透明性確保の観点から後日、ホームページでの公開を予定しております。また、参加者の皆さまのプライバシー確保の観点から撮影、録画についてはお控えください。録音につきましてはご自身のご利用のための録音は構いませんが、音声自体の公開は控えていただきたいと思います。また、特定の個人、団体、誹謗中傷するような発言を行わないよう、建設的な議論を行う場として活用いただければと考えております。

次にウェブ開催にあたっての留意点をいくつか申し上げたいと思います。ご発言のとき以外はミュートの設定でお願いできればと思います。ミュートになっていない場合には事務局で設定させていただく場合もございます。カメラのオン・オフにつきましては任意とさ

させていただきますが、通信速度、影響出る場合にはカメラのオフを依頼させていただく場合がございます。また、質疑などご発言されたい場合には画面上、挙手での確認が困難ですので、基本的に Zoom の挙手機能で通知をお願いできればと思います。司会のほうから指名させていただきますので、カメラをオンにし、所属とお名前をおっしゃっていただいた上でご発言いただければと思います。また、議事録だけ匿名をご希望される場合には、その旨付言いただければ、議事録は匿名で公開させていただきます。

長くなりましたが、冒頭の司会からの連絡事項は以上でございます。それでは、前回会合以降の動き等について JBIC から説明をお願いします。

【国際協力銀行 関根】

改めまして、本日、ご参加ありがとうございます。その後の動きと伺いますか、最新のアップデートでございますけれども、2月14日付けで前回の議事録についてはウェブサイトにもアップをさせていただきました。それから2月21日に今回の第10回会合資料ということで、論点整理表、JBIC 及び NEXI のガイドライン改訂案、それからガイドライン改訂案を踏まえた FAQ の変更・追加案、さらには JBIC/NEXI の異議申立手続要綱の見直しに関する資料と4点セットをウェブサイトに掲載しております。以上です。

【司会】

ありがとうございます。それでは本日の議題に入っていきたいと思います。最初の議題でございますが、『異議申立手続要綱の見直しについて』ということでございます。こちらは前々回、第8回からの続きとなりますが、まず、JBIC/NEXI より最初にご説明をお願いできればと思います。その後、ご質問、ご意見ある場合は、挙手機能使っていただきまして、司会のほうからお声掛けさせていただいて質疑を進めたいと思います。それではよろしくお願いたします。

【国際協力銀行 渡部】

JBIC の渡部でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。第8回会合では NGO の皆さまからいただいた提言についてご説明をいただいたということで、必要に応じて趣旨なども確認させていただきながら、この見直しの検討をさせていただければということで進めていたわけですけれども、その場でもう少し議論させていただきたいというご意見も頂戴しました。従って、それを受けまして、第9回会合ではそれに基づいてということではあったものの、第9回会合では残念ながら時間が取れませんでしたものですから、今回、改めて時間を設けているということでございます。

まず、異議申立手続要綱ですけれども、第8回もご説明させていただきましたが、見直しの検討にあたっては利用者の皆さまからの意見、評価を伺いまして、このガイドライン担当審査役からの意見、評価に基づいて検討を行うとされてますので、本日、頂戴するご意見に

加えまして、こうした審査役からの意見、評価というのを踏まえた上で、JBIC 及び NEXI で検討させていただいて、環境ガイドラインの改訂案と同じタイミングでパブリック・コメントに上げさせていただこうと思っております。今回、改めまして、時間を設けたわけですが、ご提言いただいているトピックに関しては『JBIC/NEXI の考え方』をちゃんと提示した上でご議論をさせていただいたほうがより建設的かなと思ひまして、各提言に関する『JBIC/NEXI の考え方』というのを付した資料を第 9 回の時にガイドライン改訂のウェブサイトアップさせていただいており、今回もそれをアップしてございますので、こちらの資料に沿って、進めさせていただければと思います。また、NGO さまご提言に関しましては、前々回の会合で概要を説明、頂戴してありますので、それを踏まえて我々の考え方を最初に全部触れさせていただいた上で、必要に応じて趣旨などをお伺いさせていただければと思います。その上で進めさせていただければと思います。

早速ではございますけれども、資料ということで横長の資料を提示してございます。一番右側のところでございますけれども、JBIC/NEXI の考え方ということで提示してございます。1 番目の論点ですけれども、『独立した外部専門家の活用を促進する項目立て』ということであり、字が多いですので、かいつまんで申し上げますけれども、いただいた提言は、独立した外部専門家というのは今回、現状、『事務局』というところで設置してあるわけですが、それでいいのかというような問題意識であったかなと思ひます。一番右側にブルーで書いてございますけれども、JBIC/NEXI の考え方としては、外部専門家というのはこの環境ガイドライン担当審査役の先生方がその職務にあたって、必要に応じて活用ができるものという位置付けなので、特にいわゆる事務局としてロジばかりやるとか、そういう事務局の機能としての活用のみを想定してるものではもちろんございません。これは第 8 回のときも申し上げたかもしれませんが、そういった活用のみを想定しているものではございません。

他方で、この外部専門家の選定とか、活用とか、これは申立書を受領してから私どもの経営会議とか、NEXI の社長への報告までの手続き期間中に見込まれるということだと思ひます。その手続き期間中の現地調査等で JBIC 及び NEXI 職員の同行や同席なんかも含めて、審査役の先生がいろんな個別案件の事情を踏まえてご判断されることかなというふうにご考えておひまして、その判断に際して、その『中立性』への信頼を損なわないような形、それから迅速性ですね、あまりここにこだわって迅速でなくなるということもあるので、迅速な対応が必要というような観点も必要というふうにご思ひます。

それから続けさせていただきますと、2 番目は『審査役の説明責任の向上と申立人の理解できる言語での情報提供』ということでございます。ここに関しましては、私どもの考えを申し上げますと、現状の異議申立手続要綱上は、申立書を受領後のプロセスというものは期間が限られてまして、その所定の期間内での通知や報告が求められるという建て付けにしております。あまりオープンエンドにするといつまでたっても終わりませんので、所定期間内での通知、報告という建て付けでございます。なので、その期間中でその審査役とその申

立人の方々のコミュニケーションというものについてはなるべく解釈の齟齬が生じにくい形、それから迅速性が確保される言語が望ましいと思ってまして、やはりそうなる原則としては英語ではないかなというふうに思っている次第であります。英語を申立人が理解できないというようなところもあるというご指摘かもしれませんが、今、申し上げたような解釈の齟齬とか迅速性ということからすると英語ではなかろうかというふうに考えているということでございます。

3番目は『申立人の「救済へのアクセス」の障壁を取り除くための措置』ということで4点、ご提言を頂戴しております。これらにつきましては、右側に私どもの考え方を書いてございますけれども、まず総論としてはこの申立人の方々のアクセス確保がもちろん大事だと思っております。非常に重要な観点と認識しておりますし、必要に応じて改善に向けて進めていくという方針でございます。一方で、要綱の具体的な見直しにおいては、制度目的とか、このプロセスの実効性とか、迅速性とかそういったものを損なわない形での検討、ある意味バランスを取った検討が必要となっていくのかなというふうに思っております。こういった総論の背景に各論点について申し上げれば、まず、①の『申立書の内容が日本語、英語、現地の公用語、又は申立人の使用言語で記載』というところでございますけれども、現在の制度でもアクセス確保とプロセスの実効性、迅速性の両立という観点から、既に英語だけじゃなくて現地の公用語での申し立てということは可能とさせていただいております。こんな中でこれを他のあらゆる使用言語、申立人の使用言語まで広げてしまうと、実効性・迅速性というところはかなり慎重な検討が必要ではないかというふうに思っています。また、私どもは政策金融機関でありますし、また日本国政府と強いつながり持つ機関でございますので、相手国が公用語というのを定めている以上は、定められている公用語を尊重する観点も大事かなというふうには思っている次第です。

提言②は『「申立人に対して生じた具体的被害または相当程度の蓋然性があると考えられる被害」に関する情報が記載されていることが必要である』というところについての提言でありますけれども、この辺は『重大』というところですが、現在も『重大』ということが、それがハードルとなってるケースというのがあるのであれば、ご意見として把握したいなというふうに思っている次第であります。申立人の方が『重大』だにご判断されれば申し立てが可能という建て付けでありますので、それほどハードルになるかどうかというところあるんじゃないかなと思うんですが、それが具体的にハードルになってるということであれば、もちろん、ご意見として把握したいなというふうに思っている次第です。

提言③は『因果関係』のところに関するものでございますけれども、ここは異議申立制度の目的というものがJBIC/NEXIによる環境ガイドライン等の遵守の確保ということでございますので、ガイドライン等を遵守しているかどうかというところが大事でございますから、こういった制度趣旨とか目的に鑑みますと、これらの情報は申立を頂戴するにあたり重要な情報と思います。

それから提言④ですけれども、もちろん、これは申立制度がより『認知』されるように運

用改善に向けた努力を継続するというのは当然のことであって、我々もそう思っているということでございます。駆け足でしたけれども、当方からは以上でございます。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは本件につきまして、ご参加いただいている皆さまからご質問、あるいはご意見ございましたらお願いします。それでは14番の方、お願いいたします。

【FoE Japan 波多江】

いつもお世話になります。ありがとうございます。1番目の『独立した外部専門家の活用を促進する項目立て』のところからまず、ご意見伺えたところへの私たちの所見を申し上げたいんですけども、今、渡部さんのほうからご説明があったとおり、事務局の機能のみに限定しているものではないというようなご意見でしたので、ここはぜひ、現実に沿った書きぶりというか書き方、あるいは書く項目を今の事務局のところから移すというような改訂案の方向性というところで示していただければのかもしれませんが、そういった方向でこの後も考えていただければというふうには思っております。

それから中立性ですとか迅速な対応のところ、強調されていたかとは思われるんですが、外部専門家、事務局の機能とかとはまた一つ、別の議論が必要なのかなとは思ったんですけども、審査役が中立性をどういうふうに担保しながら現地の調査を行うかですとか、そういったことはもちろん、審査役に一任されていくんだとは思いますが、今の異議申立要綱の中であまり独立性の、現地の調査ですとか、申立人とのやりとりの中での中立性の確保っていうところがあまり詳しく書かれていないということがありまして、実際にこれまであった異議申立、例えば、バタン石炭火力ですとか、チレボン石炭火力、これはインドネシアの案件とかですけれども、私の経験から申し上げますと、JBICさんの事務局の方が同行されるってところについて、JBICさんの職員としての、それから審査という独立したものについては利益相反が起きるんだというふうに私たちは考えておりますし、住民のほうからもそういったところで審査役の審査に対する信頼性が失われるとか、そういったことが起きると思いますので、そういうものが起きると、逆にまた現地調査のアレンジに時間がかかったりとかして、余計に迅速性を損なわれるような可能性もあるかと思っておりますので、私たちが今回、提言のほうに書かせていただいた中立性に関する問題意識というのはそういったところから来ているところでございます。

すみません。他の項目は別に議論したほうがいいのかも思ったんですけども、一旦、ここで1番目の問題意識ということで述べさせていただきました。よろしくをお願いします。

【司会】

ありがとうございます。ただ今、2点ご意見いただきました。外部専門家の位置付けのと

ころ。それから2点目という意味では、迅速性という話もありましたけど、中立性を確保できるかどうかという点、特に事務局の現地調査への同行等についてのご指摘です。今、ご指摘の点に関しJBICからコメントあればお願いしたいと思います。

【国際協力銀行 渡部】

ご指摘ありがとうございます。今、いただいた2点。まず1点目でございますけれども、中立性に関するconsiderationということですが、私どもの異議申立手続要綱の一番最初のところに5原則ということで明記してございますので、これで記載としては十分かなと私も思っていました、いずれにしても、この基本原則が根っこになって運用されるものでありますので、いただいた論点の1番目、『独立した外部専門家の活用を促進する項目立て』というようなところにおいても、その検討にあたってはこの5原則の中に入ってる中立性というものはもちろん、非常に尊重しながら進めていくということになるんじゃないかなというふうに思います。

「なるんじゃないかな」と申し上げたのは第二点目の論点にも関わってまいりますけれども、最終的には、繰り返しになりますけれども、審査役の先生方のご判断ということになるのではないかなというふうには思います。ただ、JBICとしてどこまで申し上げられるかというのはございますけれども、私どもの考え方を示した中で、『審査役が個別申立案件における事情を踏まえて判断する』ものというふうに書いてございますのはまさにそこでありまして、審査役の先生方がどのように調査を進めていったら中立性というものを最大限、確保し得るのかというようなところも勘案しながら進めていかれるという制度の建て付けになっておりますので、その中で実現していかれることになるのかなというふうに考えております。以上です。

【司会】

その他、ご質問、あるいはご意見ございますか。14番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

渡部さん、どうもご説明ありがとうございます。5原則が書いてあるというのは重々承知の上なんですけれども、現在、これは建て付けの問題、建て付けというか項目のどこに外部専門家が書いてあるかっていうことにもつながってしまうんですけれども、審査役の方が意識してというか、より積極的に外部専門家を活用できるような異議申立制度の要綱にしていきたいというのが私たち、一つあります。今ですと、事務局のところには外部専門家がどうしても来てしまっているんで、本当は外部専門家についてはこちらのJBICさん、NEXIさんの考え方で書いてあるように手続期間中に見込まれるそういった現地調査等において活用してもらおうということ、想定されているんでしょうけれども、どうしても今の要綱だとそういうふうには読めないんですね。事務局にある外部専門家みたいに見えてしまいま

すし、今の JBIC さんの要綱を見ても外部専門家を積極的に活用してというような文言って全く要綱そのものにはないんですね。なので、そこで専門家を積極的に使われて、より独立性、中立性を保った審査をしていくということを示すためにも要綱のほうにもしっかりと外部専門家の活用、それから要綱で文章に書くだけではなくて、しっかりとした予算も付けていただくというところが必要なんだというふうに思っております。ありがとうございます。

【司会】

外部専門家についてのご意見頂きました。ただいまの点について JBIC はいかがですか。外部専門家の位置付けについての要綱上の記載というところかと思えます。

【国際協力銀行 渡部】

ご指摘ありがとうございます。ご指摘の話、再びガイドライン担当審査役の方々のご判断ですと申し上げざるを得ないと思うんですけども、確かにいわゆる事務局機能という日本語を見て想像されるようなものだけではなく、活用が可能なのであるということは審査役の先生にもご理解いただきながら運用していく、作っていく制度だと思っておりますし、その辺は怠りなくやっていきたいというふうに思う次第です。既にご指摘、頂戴しているように、審査役の先生方もお忙しいので、いろいろお考えもあろうかと思っておりますので、その辺はいわゆる事務局っていうことで日本語から想像されるようなものだけじゃございませんよということをご理解を賜りながら進めていきたいと思っております。

【司会】

他にご質問、ご意見いかがでしょうか。14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

たびたび申し訳ありません。1 点だけ付け加えさせていただきたいんですけども、先ほど申し上げたように JBIC さんのほうで最近あった石炭火力案件、全部、石炭火力案件でしたけれども、インドネシアですとかベトナムから異議申立がなされたときは本調査というか、予備調査、本調査に行ったのは 4 件だったかと思っておりますけれども、全てにおいて、すみません、3 件ですか、専門家の活用はなされてはいないと私たちは理解しておりますので、そこを考えると、なぜこれまで外部専門家が活用されなかったのかなというふうに思うわけです。私たちは外からしか見ていないので、内部でなぜ使われなかったのか、よく分からないんですけども、その事情が、だけれども、そこをしっかりと改善していただくために外部専門家のところについては改訂をしていただいたほうがいいんじゃないかなと思って提言させていただいておりますので、ぜひご検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

【司会】

ご意見ありがとうございました。他にご質問、あるいはご意見のある方、いらっしゃいますか。ただ今の件ですけれども。それ以外の他の点でも結構ですけど、他に何かご質問、ご意見ございますか。14 番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

外部専門家以外のところということでよろしかったでしょうか。

【司会】

はい。

【FoE Japan 波多江】

2 番目の『審査役の説明責任の向上と申立人の理解できる言語での情報提供』の点ですけれども、私たちからしますと、申立手続中のやりとりする言語については、迅速性ですとか、解釈の齟齬が生じにくいようにするのであれば、審査役が英語を使われるのはいいんですが、審査役が申立人にコミュニケーションをとるときには審査役のほうで翻訳をしていたで、それによってより迅速なコミュニケーションが図れると私たちは思います。というのは審査役から、例えばですけれども、インドネシアとかベトナムに英語のものが来たとします。申立人の方はそれが理解できないからどなたかに翻訳を頼まなければいけません。でも、翻訳体制なんてすぐに整っているわけではありません。NGO もそんなに予算がすごく多くて、キャパシティーが何人もいてとか、そういう体制はありませんので、ここは絶対に審査役のほうで翻訳の体制を整えるべきだと思います。でないと、この異議申立制度の目的ですとか、先ほどからおっしゃってるような迅速性っていうものは全く確保できないと私たちは思っているのです、ぜひ、ここは検討していただきたいと思います。態勢の話になってしまいますけれども。

【司会】

ご指摘ありがとうございます。ただ今の 2 番目の項目の点について、特に言語ですね。こちらの問題だったかと思います。現在は英語でのコミュニケーションということですが、現地公用語への翻訳のところまで含めてはどうかというご指摘でした。こちらについて JBIC からコメントあればお願いします。

【国際協力銀行 渡部】

ご指摘ありがとうございます。現地で使われている言葉ということかと思えますけれども、私どもの見方としては、審査役の先生方のほうで広く使用されている言語というところ

までの対応ということだと、時間がかかってしまって、せっかく異議申立で声を上げていただいて、それを拾ったのに全然、進まないというような事態も危惧するんですよね。そういうことだと、迅速性とか解釈の齟齬とかのバランスを取って適正な運営をできるっていうのは現時点で任せていただいている範囲がいいのかなというふうに引き続き思っています。審査役の先生のほうで態勢を整えるということになりますと、個別の案件ごとにどういった言語の対応が必要なのかというようなところの認識から始まり、これに対応しているものすごく時間が経ってしまい、せっかく異議申立を頂戴したのにというところにもなるので、そこは時間との関係も考えますと、現時点の建て付けでやらせていただきながら工夫をしていくということなのかなというふうに思っております。すみません。現時点ではこの通りです。以上です。

【司会】

ありがとうございます。他にご質問、ご意見いかがでしょうか。12 番の方、お願いします。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

今、翻訳のための時間がということだったんですけども、であれば、翻訳期間をきちんとガイドライン、もしくはFAQの中で明記をして、通常、何日以内にできるだけやりとりするというところにプラスアルファで、翻訳期間として設ければ制度としてはうまくいくはずなので、次の3点目の話にも係ると思うんですけど、申し立てを現地の公用語で受け付けておいて、返答は全部、英語というのは英語の押し付けになりますんで、ぜひ、ご検討願いたいです。以上です。

【司会】

ご意見ありがとうございます。ただ今の点、ガイドラインとかFAQ等での対応は考えられないかというご意見ですが、いかがですか。JBIC側から何か補足等ございますか。

【国際協力銀行 渡部】

JBICからよろしゅうございますか。ありがとうございます。要綱ないしFAQの中で明確にトランスレーションの期間というのを設定するっていうのは一つのアイデアかとは思いますが。ただ、先ほど私が申し上げたところにもつながりますが、どんな言語が対象となるかによってそこでかかる時間っていうのは読めないというのはあるかなというふうには思いますし、明確に期間を区切ることによってその間で確実に対応可能かということが事前にお約束しかねるところもあるんじゃないかなというふうには思います。ただ、この点に関しましては皆さまから今、いろいろ貴重なご意見も頂戴しているところでもありますので、そういうご意見を承ったということで個別コメントのところできっと考えていきたいな

というふうに思っています。

【司会】

続きまして、挙手いただいている方もいらっしゃいます。130 番の方、お願いします。

【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

今のところなんですけれども、私ももちろん、現地という言葉でやりとりするほうが望ましいので、今のずらしてやるっていうアイデアもあると思いますし、取りあえず、英語で出しといて、後で追っ掛け、仮訳出すとか。本当に正確な翻訳が難しいので大変だと、そこもものすごいずれちゃうと困るとかいう場合、どこで収めるかでしょうけれども、とにかく、後付けでもいいんで仮訳を出す、仮訳なり、正訳が一番いいと思いますが、出すなり、何らかの方法があり得るんじゃないかなと思いますので、その辺りは検討すべきだなと思いますので、コメントしました。

【司会】

ご意見、どうもありがとうございました。他にご意見、あるいはご質問ある方、いらっしゃいますか。14 番の方、お願いします。

【FoE Japan 波多江】

すみません、もう一点だけ付け加えさせていただきたいんですが、解釈の齟齬が生じるか生じないかという点なんですけれども、例えば、今、JBIC さんがおっしゃっているような形で申立人に英語が届くとするじゃないですか、それを申立人の方がどなたかに頼んで翻訳をするとすると、そこでどういう翻訳になってるか、実は間違った解釈、ニュアンスとかそういったものも伝わるか分からないと思うんですよ。そういう意味では、審査役のほうで整えた翻訳体制のもとで JBIC の審査役、そこが責任を持って翻訳したものが申立人に伝わっていることが本来あるべきコミュニケーションだと思うんですよね。通訳ですとか翻訳というのもニュアンスとかで変わったりしますし、そういうことを考えると、今の態勢ですと、私たち、本当、経験上、言ってるんですが、申立人の方に出てきた審査役の英語を私たちが違う言語に翻訳して、その翻訳が間違っていたとしても責任を負うのが NGO であったり、申立人であったりっていうのはおかしいと思うんです。なので、時間の制約という意味では先ほどからいくつかアイデアが出ていますし、少し期間を延ばすとか、そういったような対応を考えつつ、翻訳についてはそちらから出てくる文書はそちらで翻訳していただくというのが筋なんだとは思っておりますので、ぜひ、ご検討いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【司会】

ご意見ありがとうございます。最初に英語版を出し、仮訳等を後から出すといった対応の可能性、また英語版を受領した側が翻訳することに伴う解釈、あるいは認識に齟齬が生じるのではないかという点のご指摘を頂きました。こちらについてはJBICからレスポンスあればお願いします。

【国際協力銀行 渡部】

ご指摘ありがとうございます。いろんな工夫というものが有り得ると思いますし、今、頂戴した取りあえず英語を出しといてというようなお考えも念頭に置きながら検討を進めさせていただきたいと思います。2点目、頂戴しました審査役のほうで審査役が出すメッセージなのだから、そちらで翻訳ということにつきましてはそういうお考えもあろうかと思えます。ただ、その言葉がマイナーであればあるほど、誰が翻訳するかによってどこが一番リスクが少ないかというようにことってなかなか一概には言いづらいのかなという気もいたしますので、基本的には個別具体的な案件を目の前にして、審査役の方々がいろいろご判断されるということにはなろうかとは思いますが、ただ、いただいたご意見、しっかり踏まえまして考えていきたいと思っています。

【司会】

それでは他にご質問、ご意見ございますでしょうか。8番の方、お願いします。

【日本機械輸出組合 香取】

産業界としては、これ、異議申立の話ですので、直接どうこうということではないんですけども、『中立性』への信頼とかというのも大事ですので、専門的機能は活かしていただきたいし、迅速な対応はもちろん必要であるというふうに考えています。ただ、今、おっしゃられた論点になっているところというのが運営上の適切なやり方をそれぞれケース・バイ・ケースのところの中で対応されていくものかと思えますので、要綱の中で言える話なのかなというところは疑問に思います。むしろ、JBICさん、NEXIさんが運用上、しっかりそういった対応をしていただくということでより信頼感が増すということになると思います。以上です。

【司会】

コメント、ご意見、どうもありがとうございました。他にどなたかご質問、あるいはご意見ございますか。14番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

3番目の『「救済へのアクセス」の障壁を取り除くための措置』というところの項目で何点かあるんですけども、一つはここの趣旨としてはどれだけ申立人、被害を受けている住民

の方々が申立をしやすいかっていう話ですけれども、その中で公用語じゃない申立人が使用されている言語で受け付けるかどうかというところが一つありまして、私たちはアクセス、障壁を下げるという意味では住民の方々が使っている言語で申し立てした場合にそれは受け付けるという方向性が必要だというふうに考えますし、JBICさん、あるいはNEXIさんがそこで責任を持って支援をするのですから、融資であれ、付保であれ、そこで被害を受けた方たちに対してしっかりと『救済のアクセス』っていうところを確保することが一つ、必要だとは思いますが。なので、言語っていうのは狭めるというところを取り払っていただきたいというふうに思っておりますし。

あと、『重大』のところですけども、逆に『重大』という文言がないと駄目なのかどうかという話もちろからすると思ったりするんですけども、『重大』っていうものがあることによってこの被害の重大さを審査役がどういうふうに判断されるんだろうっていうことで、ここで撥ねられる、撥ねられるって要は受け付けてもらえないんじゃないとか、そういったことを考えてしまう申立人、住民の方たちもいらっしゃるかもしれないわけで、それが重大であろうがあるまいが、それほど支障がないのであれば、これは曖昧なものなので取ってしまっているのではというのがこちら、思うところでございます。

それからガイドライン違反の項目を挙げたり、被害との因果関係を書くことをマストにしてしまうのは非常にハードルを高くすると思います、住民の方たちが申立をする際に、そもそも、英語で申立をするとか、公用語で申立をするとかが難しい住民にとってガイドライン自体をどうやって読むんですかという話で、JBICさんとNEXIさんのガイドラインはそもそも、多言語には翻訳されていらないと思いますので、そういう意味ではそこまで申立書に書かせるということのマストにしてしまうと、非常にハードルが高くなるというふうに思いますし、経験上もこの難解な、難しい用語を用いている、住民にとってはあまり耳慣れないような言語が並んでいる、そういった文書を読み解いて、その因果関係を示すとか、そういったことはハードルを高めることにしかならないと思います。なので、マストにするのではなくて、記載があることが望ましいとか、そういうふうな書きぶりにしていただくことが必要なんだと思います。

異議申立制度の周知についてまた別途、後ほど意見させていただければと思います。よろしく願いいたします。

【司会】

ご指摘、どうもありがとうございました。3番目の項目に関し、3点あったかと思います。一つは『申立人の使用言語で』というところ、それから『重大な』というところ、これが本当に必要なかどうかの点、最後に、ガイドラインの違反との『因果関係』、こちらについては非常にハードルが高いのではないかと、特にガイドラインは多言語に対応してないのではないかと、だから余計そのハードルが高くなってしまっているのではないかとのご指摘と理解しました。これらの点について、JBICから回答をお願いします。

【国際協力銀行 渡部】

ご指摘ありがとうございます。3点いただいていたと思いますけれども、第一点の公用語よりも広くというところは先ほど来からディスカッションしていたところの繰り返しになってしまうかもしれませんが、申立については英語だけではなくて現地の公用語での申立も可能ということにしているわけでございますね、なので、そういう意味では英語よりもアクセシビリティというのは拡大しているということが言えるかなというふうに思うのと、あらゆる使用言語まで広げるというところは、私どもがいただいて、分からなくて、その理解に時間がかかると、これまた、この制度の5原則の一つである迅速性というところから考えましても、やや問題かなというふうに思いますので、私どもの考えとしては公用語で申し立てを頂戴するというところでバランスが取れないかなというように思っているところではございますが、先ほど来からの繰り返しになりますが、ご意見、こうして頂戴してしますので、それを踏まえて検討していきたいなというふうには思っています。

2点目の『重大』というところでございます。ここも重大じゃないから撥ねるといようなご指摘だったと思いますけれども、申立を頂戴して、それを見て、どのようなキュアが適切なのかというふうには審査役の先生方が考えられるわけですので、救済が必要であるといような申立を頂戴するときには申立人の方々がこれは重大だというふうに思っておられるというところは思いを綴っていただくということが大事なんではなからうかというふうに我々としては思う次第です。そこから先、それをどう評価するかというのは審査役の先生方にまさに委ねられるわけですが、少なくとも、救済が必要だと声を上げられることは重大だとお考えになってらっしゃるんじゃないかなというふうに思いますので、ここは文言の問題というよりはそれをどう評価して、どうキュアしていくのかというところが論点なのかなと思ったりはします。ただ、これもご意見踏まえて検討させていただきたいなと思います。

3番目ですね。具体的な『因果関係』に関する情報の記載ですけれども、確かにガイドラインは多言語には翻訳されておりませんので、それを見て、ここが問題だというふうにすぐに声を上げていただくというのは若干、難しいのかもしれませんが。他方で、繰り返しになりますけれども、この異議申立制度の趣旨というのはガイドラインに違反していることのキュアでございますので、その情報っていうのは基本的に重要なことなのかなというふうに思いますので、申立をされる際にはガイドラインのここが問題なのだと、ここが違反されているといような情報っていうのは審査役の先生もぜひとも欲しいのではないかなというふうには思います。ただ、これも、すみません、繰り返しになりますけれども、貴重なご意見、頂戴してしますので、これも踏まえて検討していきたいなというふうには思っています。

【司会】

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。130番の方、お願いします。

【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

今のも実は関係するんですけど、一つは今、この議論としてはこの枠内というか、提案についてっていうことになっているかもしれないんですけど、私のほうで別途、メールでお送りしたのは申し立ての要件のところの緩和というか、について提案をしたんですけども、それが議論になったのか、議題になっていないので、それを取りあえず、早めに言うておこうかと思ったんですけども。要するにこれは今、現状は当該国2人の住民が被害について申立するという建て付けになっているんですね。今のお話のように重大な被害があるからそれを対応してほしいというような形になっているんですけども、さっき、お話を言われているように、そもそものこの目的は遵守・不遵守があるや否やが本来の異議申立の目的なのかなというふうに思っております、だから、遵守・不遵守の目的と被害に対応するための救済の話とがごっちゃになってるような印象がありまして、遵守・不遵守を重視するのであれば別に被害を受けていようがいまいが、それは現地住民であろうがなかろうが、とにかく遵守・不遵守を見つけた人、疑いがあると思った、これは非常にガイドラインの違反だなということを確認した人が誰であろうが申立できるのが一番、JBICさんとしても自分たちが気付かないようなガイドラインの遵守・不遵守あり得たなということを見つける上でそういう枠組みにするのが一番いいのかなと。そうすることによっていろんな目でモニタリングされて、こんなところに不遵守がありましたって見つけれられると思うんですけど、現状、被害の話とごっちゃになってしまっているんで、被害がないとたとえ不遵守があっても見逃されちゃうっていうことになってしまってるんですね。というふうに思います。なので、私の提案としては、誰であろうが遵守・不遵守について気付いた人が誰でも、1人であろうが2人であろうが、現地人であろうがそうでなかろうが、誰でも申立できる。例えば、認証制度ですね。一般のいろんな審理認証制度でもそうなんですけども、そういう苦情メカニズムってありまして、それは誰でも申立できます、現地であろうが現地じゃなかろうが。そういうものだと思うんですけども、苦情メカニズムっていうのは。そうはなっていないので、そこは私としては不思議なので、そこは変えたほうが、遵守・不遵守見つけたり、それ対応したりっていうんならそういう枠組みにすべきじゃないかなと。

現状はどっちかっていうと救済的な面が強いからなのか、非常に限定的な、それも現地のということになっていて、環境面で、あと、本当は地球温暖化とかの話になってくると、現地じゃなくてもグローバルなので、誰でも影響はあるし、そういうガイドライン上のもしかしたら縛りもあったり、生物多様性だったりすると、直接、被害がなくても問題なので、そういう環境面は特にあるいは違法性の話は抜けちゃうんですね。そこは全然カバーできていないという意味で非常に問題があるんですけども、本当に救済のところでは現地住民の被害だけを守りたいっていうんだったらこれでもいいと思いますが、その場合もさっきお話のように、『重大な』とか入れてしまっているんで、それは最終的に文言で書いてあると、結局、ここで撥ねられちゃうっていうリスクがあるわけなので、そっちに考えるんだっ

たら現実に本人たちが重大だと思うのであればと、こう書きちゃうと他の人たちから重大かどうかを定義されちゃうっていうリスクがあるので、さっき、波多江さんが言われたとおり『重大な』を取っちゃったほうがいいという話になるのかなと。自分たちが被害とかあると思えば出すというふうにするには『重大な』を取っちゃったほうがいい。

ていう二つの論点言ってますけど、私の主だった最初の趣旨としては、そもそも遵守・不遵守を見つけない、それを対応したいっていうのであれば、そこを重視して、そもそも要件をこんな縛る必要はないんじゃないかなというのが趣旨です。意味分かりますかね。なので、要件をそもそも限定すべきじゃない。そうじゃないと、不遵守・遵守の中で現地住民に影響を与えないようなものを見逃してしまうっていう大きな問題点があると思います。それでいいんでしょうか。

【司会】

ご指摘、どうもありがとうございました。ガイドラインの遵守か不遵守かという点、そしてこの点が救済の話とごっちゃになっているのではないかと、特に遵守か不遵守かという点が問題になるのであれば、申立ての要件を限定する必要はないのではないかとのご指摘でした。また、『重大な』という話は先ほど来の議論の話もありました。特に、申立要件の緩和については、JBIC側の考えはいかがですか。

【国際協力銀行 渡部】

ご指摘ありがとうございます。まさに大事なご指摘だと思います。制度趣旨に関わるころだと思います。若干、長くなりますけれども、私どもとしては、今、こう考えているところを申し上げたく思います。まずは異議申立制度っていうのがあってもなくても、凡そこのJBICの環境社会配慮確認というものの制度の全体像としては、まず、そのガイドラインに基づいてプロジェクトに関する第三者からの問題点の指摘があったら、異議申立制度があろうがなかろうが、まずはJBICとしてそれを受け止めて、それに対処すると。対処というのは、具体的には、借入人に対してこのようなことがあるけど大丈夫かとか、プロジェクト実施主体に対してこれは本当に大丈夫なのかというようなことをきっちりと伝達して、ソリューションにつなげていくというのが基本姿勢であり、スピリットなのかなというふうに思っています。その上で、異議申立制度というのは何なんだというところに移るんだと思うんですけども、今のを背景にして、それだけじゃ解決に至らない、特に地域住民に具体的な被害が発生してるようなもの、またはその蓋然性が高いものに関してはJBICのみならず、独立した第三者に関与いただくことでより有効なソリューションに結び付けるというのがベーシックな考え方なのかなというふうに思ってます。この被害に基づく紛争、disputeの迅速な解決とか、未然防止とかそういうものに導くべく、私どもが通常、中で持っておりますような内部牽制体制というものを越えて、これに加えて、設計してるのが異議申立かなというふうに考えております。

先ほどご指摘を頂戴したような人間、現地住民への直接の被害が特段ないというようなケース、例えば、希少種の保護区での事業などで現地法制の遵守に関するものなども含まれます。こういうものについては今、申しあげました第三者を関与させた形での当事者間の紛争解決というようなメカニズムが必ずしも有効ではない場合もありましようし、また、これを進めていこうとするとかなりプラクティカルに難しいというようなこともあって、こちらは異議申立というよりは、先ほど、私が最初に申しあげましたJBICとしてきちんと事業者、ないし借受人に対して働き掛けるものだというふうに考えております。なので、完全に落ちてしまうということではなくて、申しあげたいのはご指摘いただいたようなケースは、私どもがまず、お声を頂戴して、それをきっちり伝えていくというようなことかなというふうに思っていますので、そうしたケースを軽視しているというつもりはございませんで、どなたかからのご指摘という第一段階でプロジェクト実施主体を巻き込んで是正等々をやっていくということに変わりはないということは申しあげたく思います。

もう一つ申しあげたく思うのは、申立人要件に影響を受ける現地住民というふうに記載しているものはJBIC/NEXIのもののみならず、他の類似の機関、例えば、世銀もそうだけれども、同様の考え方であるということのようであります。なので、当事者の方から申立を頂戴するという事はインターナショナルスタンダードなのかなというふうに私どもとしては考えているし、我々が普段、他の機関と意見交換なんかしててもそんな認識をしているということは申しあげられるかなと思います。

すみません。長くなりましたけれども、まずは補足点は以上です。

【司会】

130 番の方、どうぞ。

【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

ご返答ありがとうございます。今のお話だと、JBIC の中でガイドラインの実施がちゃんと本当にやられていけば大丈夫かもしれないけれども、そうじゃない場合が異議申立の意味がある、第三者が見て、ちゃんと確認するっていうプロセスがあるっていうのに意味があるのかなと思うんですけど。環境案件でも結局、ガイドラインの文言の解釈が、結構、私も前、オーストラリアのケースでありましたけど、都合のいいように解釈されるわけですね。そうしてこれで大丈夫なんだと、ガイドライン違反してませんって言い張られる。それはちゃんと私たちから見ると、当初、こういう意味じゃなかったですよと思うんだけど、現場の話になると、そこが非常に恣意的に解釈されてこれはセーフなんだっていうことが言われてしまうので、そういうケースもあり得ます。それはこういう申し立て案件に載るべきケースかなと思ったりするんで。

今、お話のように JBIC の内部でちゃんとそこはコントロールされてるんだと、そういう不遵守については対応できるんだと、あるいはそれについては第一段階のところで対応する

んだと言われても、それはそんなことはないこともありますよねと、そのためにこれがあるんじゃないですかというふうに思ってしまう。この異議申立っていうことをやるには現地の人たちがその気になって、それを提案しないとできないということで、結局、その窓口を狭めてしまうということになり得るので、なんでわざわざそこを狭めちゃうのかなと。もちろん、世銀とか他のところはなぜかそういうふうやってるといのがなぜそうなるのか不思議なんですけど。最初にそういうふうにしてきちゃったからそうなるのかなと思ってしまうんですが、そこは非常に不思議なところで、あるいは世銀のほうではちゃんと内部統制、別の部局があって、監査してるのがきっちりやってんのかなとか、分かりませんが、その差があるのかもしれないし、そこについては逆に私の目からは JBIC の場合はそんなにちゃんとできているとは思えないので、こういうふうに枠をはめるほうがおかしいかなという印象ですが。

【司会】

今の点でございますけれども、いかがですか。JBIC から何かレスポンスありますか。

【国際協力銀行 渡部】

ありがとうございます。非常に鋭いご指摘だと思います。人間への被害とか影響がないようなケースは先ほど私が申し上げたとおり、第三者としてよりはまず、JBIC としてしっかり声を受け止めて対応していくというふうに私、申し上げたわけでございますけれども、それだけでは不足な場面ということであるとすると、単に JBIC のガイドラインに違反しているというのみならず、私どものガイドラインっていうのは多くは実際にそこにある政府の基準等々が遵守されているかどうかということを確認するということでもありますから、おそらくそこには現地の基準が守られていないというような状況が多くの場合は存在してるんじゃないかなというふうに思います。そうなりますと、現地法制にちゃんと合致したプロジェクトなのかどうかというところは、例えば、現地の司法、立法・行政・司法の司法ですが、司法による判断っていうのも適切な場面もあるのかもしれないですし、その場のその案件の状況に応じていろんな対応が取れるんじゃないかなというふうには思います。

ただ、今、ご指摘、頂戴したのはこの異議申立制度の目的というところに関わるご指摘でもあり、いただいたご意見はきっちり受け止めて、パブリック・コメントに向けて検討してまいりたいと思っております。

【司会】

次、17 番の方、お願いします。

【メコン・ウォッチ 木口】

いろいろご説明ありがとうございます。先ほどからお話を伺っていると、申立人の方が重大

と判断すれば申立が可能である建て付けだということなのですが、重大か重大でないかというのはその現地の状況、例えば、自由に意見が言えないような、言論の自由が非常に制約されているような国でも、こちらから見ると、JBICさん、融資をされているので、その中で申立人が自分たちにとっては当たり前前に制限されている権利があって、こちらとしては非常に問題だというようなことも入ってきてしまうんで、重要か重要じゃないかということで何か非常に具体性を求めて申立人に説明をさせるというのは非常に申立の要件の門戸を狭くしているというふうに感じます。

それから、話が戻って恐縮なんですけども、先ほどの言語の問題ですね。結局、文書が英語だということだと、最低でも現地の公用語ではきちんとJBICから審査役が確認したという形のものが出ないと、コミュニケーションの問題っていうのは絶対出てしまうと思いますし、迅速に対話したいのであればあるほど、きちんと事前に対応していくことっていうのが必要なんではないかと思いました。以上です。

【司会】

コメントありがとうございます。言語については先ほど出た答弁と同じご趣旨のご指摘であったのかと思います。また、先ほど来、議論になっていますが、『重大』かどうかといったところの同様のご指摘も頂きました。他にコメント、あるいはご質問等ある方、いらっしゃいますか。14番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

先ほども申し上げた不遵守の事実、因果関係を申立書の中で記載することをマストにするかどうかという点なんですけれども、これ、ハードルをすごく高くするというのを先ほどから申し上げてはいるんですけれども。今、川上さんと渡部さんのやりとりもお伺いして思ったんですけれども、遵守しているか否かっていうことについて川上さんがおっしゃっているように、特に生態系ですとか自然相、生物相とかのところについては遵守・不遵守のことを指摘するべきシチュエーションというか、そういったものがあるかと思うんですよね。そういったものは、例えば、本当にその生態系の専門家の方ですとか、森林の専門家の方ですとか、そういった方がJBICさんの遵守・不遵守について申立をするっていう機会、そういったものがあるべきだと、そういった制度にするべきなんじゃないかということとは私も思いました。

片や、住民の方が遵守・不遵守を書けるかっていうとまた別の話で、そこは被害を受ける住民の方たちがアクセスしやすいようにっていうところがあると思いますし、もう一つ、今のJBICのこの異議申立制度については遵守・不遵守だけではなくて、紛争解決に向けた対話の促進という部分もちゃんと書いてあるわけです。そこについては先ほど渡部さんがおっしゃったように、どういう被害があって、その被害への状況を受けてどういう当事者同士が対話を進めていく、そこへの第三者の関与ということで審査役という者が入っていく、そ

ういうことをおっしゃられてたかと思うんですけども、そうであれば、被害を書いてあれば、この申立書っていうのを受け付けるべきだと私は思いますし、紛争解決に向けた対話の促進、特にその部分についてはガイドラインの遵守・不遵守が書いてあることがマストっていうところはなくてもいいというふうに思った次第です。

本当、繰り返しですけれども、ガイドラインも一種の法律文書のような難しい、難解な文書ですので、住民にとっては、それを読み解いて、文書にして出す、因果関係も出すっていうのは非常にハードルが高い。ただ、自分たちが受けている被害については自分たちの経験だからそこを述べることはできると思うんです。最低限、だから、そこが書いてあるっていうところがマストになるかもしれませんが、今、言っている点については、ガイドラインの遵守・不遵守のポイントとか記載していることが望ましいというレベルに留めておくのが、住民のことを考えた、住民のための制度を作るのであればそうしていただきたいと思いません。すみません。長くなりましたが、以上です。

【司会】

ご指摘ありがとうございました。いくつかご指摘いただきましたが、これらについて改めてJBICのほうからは何か補足説明等ありますか。

【国際協力銀行 渡部】

ありがとうございます。繰り返しになってしまうかもしれませんが、この異議申立の制度趣旨は、ガイドラインの不遵守を理由として、そういった被害というのの迅速な解決というのが制度趣旨なので、これに沿ったルール、それに沿った申立のやり方にすべきだというふうに考えるところでございます。

他方で、今、ご指摘頂戴したような申立人の方々からのアクセシビリティは不当に狭めるというのはもちろん制度趣旨に反することですので、そこのバランスを取りながらやっていきたいということが本日申し上げられることなのかなと思います。繰り返しになりますけれども、ご意見踏まえて検討していきたいと思っています。

【司会】

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。14番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

すみません。最後のポイントなんですけれども、この異議申立制度自体の周知というところなんですけれども、努力を継続しますということでJBICさんとNEXIさんの考え方が書いてあるんですが、具体的にはこれまでは審査役の方が広く認知されるように努力しますということが規定はされているんで、審査役の方が周知をされているというのがあると思うんですけども、私たちの今回、書いた提言の中には、例えば、JBICさん、NEXIさんが

個別の案件で融資する、付保する先でその担当者の方たちがガイドライン、あるいは異議申立制度がありますというような周知をしているっていうことはあるんでしょうか。

【司会】

周知に関するご質問をいただきましたが、JBIC から回答をお願いします。

【国際協力銀行 渡部】

ご質問にお答えします。ガイドラインの中にも第 1 部の 7 番のガイドラインの適切な実施・遵守の確保というところですが、『当行は、本ガイドラインの遵守を確保するために、当行の本ガイドライン不遵守に関する異議申立を受け付け、必要な措置を取る』というふうに明記されてますので、個別具体的な案件でどのようにしたということは申し上げられませんけれども、この条項をベースに活動しているということは申し上げます。

【司会】

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。14 番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

渡部さん、ご説明ありがとうございます。一般的に書いてありますので、要綱では具体的にどういうふうにされてるのかなというふうに分からないところがあるんですけども、例えば、先ほど来、出ている言語の問題であれば、JBICさんと NEXIさんが支援をされる先で、例えば、住民向けというか、そこの地元の方たち向けにガイドラインですとか、要綱について周知をされるときにそれも英語なのか、あるいは少なくとも公用語のもので何かされてるのか、そこも私たちとしては気になるんです。英語でされているのであれば、恐らく、それを理解できる人たちの幅がすごく狭まるわけですし、ですので、ここは本当に運用の問題にもなるのかもしれないけれども、周知をされる際には、言語の面、そういったものにも気を付けていただきたいというふうに、配慮していただきたいというふうに思っているところです。よろしくをお願いします。

【司会】

ただ今の点に関しては JBIC としてはいかがですか。周知の観点で、特に言語等についての話かと思えます。

【国際協力銀行 渡部】

ご指摘ありがとうございます。言語につきましては先ほど来、何度かディスカッションをさせていただいてるところなので、この点についてもその一環というふうに捉えておりますけれども、いずれにしましても、現地の方々が適切にこの制度の存在というのを知らない

と意味がないということも、これ、事実でございますので、頂戴したところを念頭に言語という意味でも考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

【司会】

他にご質問、ご意見ありますか。特に他にご質問、ご意見いただいていないようですので、次の議題のほうに移っていきたいと思えます。130 番の方、どうぞ。

【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

今の点に関連してなんですけども、ガイドラインは現地公用語にはなっていないってことですね？今の状況、お話を聞いてる限りでは。英語と日本語しかないのかな。

【司会】

JBIC より回答をお願いします。

【国際協力銀行 渡部】

日本語と英語でございます。

【熱帯雨林行動ネットワーク 川上】

しかないんですか。それは問題なので。それはやればできると思うんですけど。さっきもあったように説明してほしいとか言ってるんだったら、それは翻訳しとかないと。それやればできるかっていうの、また別の、さっき波多江さんが言ったように、難しい面もあるので。ですけど、そもそも、理解してもらうには要るんじゃないですかね。と思えますけど。それ、できますよね、やれば。そんなに難しいことじゃないと思うんですけど。

【司会】

今のご指摘に対し、JBIC としてはいかがでしょうか。

【国際協力銀行 渡部】

ありがとうございます。異議申立に限らず、ガイドラインの方にも関わってまいりますので、いずれにしても、今回、広くご指摘、頂戴してる言語の問題の一環というふうに理解いたしましたので、それを踏まえて進んでいきたいと思えます。ありがとうございます。

【司会】

それでは、よろしければ次の議題のほうに移っていきたいと思えます。今度は環境ガイドラインに関する議題でございます。前回に続いての個別論点に関する議論、そして今次改訂案についてです。これらは前回も議論に入っていたところでございますが、こちらに移って

いきたいと思います。まず初めに JBIC/NEXI より最初にご説明をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

【国際協力銀行 関根】

前回の続きになってまいりまして、前回ご説明したことを整理してお話しする部分と、それを踏まえた対応ということをご説明します。二つ、大きく議論が盛り上がり、意見交換が非常に盛んだったと理解しています。一つは環境社会影響評価報告書がある場合、ない場合ということでございまして、いろいろ議論しましたが、その後、整理いたしました。まず、私どもの考え方は前回もご説明しましたがプロジェクトに関する環境社会影響評価報告書は、今、画面ご覧になっているところでしっかり書き込みましたが、プロジェクト所在国の環境アセスメントの手續制度に基づく環境社会影響評価報告書ということでございます。そこに当然、プロジェクト所在国のアセスメント手續制度に基づく評価書であり、そして環境許認可証明書というものがセットで入ってくると。今、ご覧いただいている画面についてもその考え方をはっきりしておりまして、青の真ん中ですけども、『プロジェクトに関する環境社会影響評価報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書』というものを併せてこのように定義しますというのを書き込みまして、解釈に誤差がないようなことをしております。

その上で『さらに』というところでそれ以外に借入人等から入手した文書、手續きがない、あるいは手續きがあるけれども対象外ということで、そういった場合には別途、環境社会配慮確認に利用可能な文書等ということですね、その他も書き込んで、具体例を書いておりますけれども、そういったもののうち、公開されてるもの、それからプロジェクト実施者から公開することについて了解されているものというものについて公開するという考え方ということでございます。JBICが評価をする上で入手したのものというのがこの範疇に入ってくると。ここを、公開、本当にするのかということなんですが、これ、もともと、ガイドラインの本則で『環境レビュー、モニタリングを通じ、プロジェクトの実施国における関係法令等を踏まえつつ、借入人等を通じたプロジェクト実施者へ働き掛けにより、一層の情報公開の実現に努める』ということでございますし、この論点、この1年間での議論でも出ていましたので、実施者への働き掛けということで、情報公開を広げていくというような働き掛けをするということでございます。

なんでもったいぶったような記載になってるのかということなんですが、これは前回ご指摘いただいたOECDの環境コモンアプローチというところも確認しましたが、こちらも情報公開について現地法制、あるいは商業上の秘密等に十分配慮した上で行うことが前提となっております、その国際的な基準に照らしても、こういった対応について後れを取るようなことはないのかなということでございます。

いずれにしても、本日、産業界の代表の方もいらっしゃると思いますが、基本的に姿勢としては情報公開を積極的にしていくということでございますので、商業上の秘密との

バランスはございますが、前向きに対応をいただくということを働き掛けていくということとございまして、このような記載をさせていただいたというのが前回の議論の 1 点目でございます。

2 点目なんですけど、確か、いろいろな言い方で議論になりましたが、出資というような形での議論になったというふうに総括いたしまして、これもいろいろ議論いたしましたけれども、かつ、IFC の例がご指摘ございましたので、状況について、IFC に断っていないので中身は申し上げられませんが、IFC とも議論をいたしまして、そここの目線でおかしくないなという考え方の整理にしております。いずれにしても、金融の細かいメニューごとに対応を分けるということではなくて、基本的な筋の一本通った考え方で対応すると。すなわち、金融の手段を問わず、金融の支援において、その支援の個別プロジェクトについてカテゴリ分けをしながら被害の状況、重大な影響がないかどうかというものを見て、ちゃんとした環境社会配慮を確認していくというアプローチは全てにおいて同じということとございます。

ただ、いろんなケースございまして、例えば、プロジェクトが最初の時点で特定されないとか、それから株式にも出資にも関係するかもしれないと、『追加設備投資を伴わない権益取得』っていうのはどうなっちゃうんですかという話がちらちらとありましたが、こちら辺の話、対応についてなんですけれども、これは自動的に、オートマチックに権益取得について C ですよということではなくて、その必要に応じて、その状況というか、プロジェクトじゃない場合にはその事業全般というものについての環境社会に対する影響の度合いというものを見ながら、それぞれの出融資等の先の環境社会配慮に対するポリシーというものを確認したり、あるいは環境社会配慮実施能力というものを確認していくというようなこととございまして、そういったものを見ながらカテゴリ C といったものでもやっていくんですよというものは明記しようと思っております、カテゴリ C について既によく見ていただきますと、『追加設備投資を伴わない権益取得案件』というのは自動的にカテゴリ C ですかという質問設定ございまして、その中にももちろんネガティブチェックっていうのをしていますというのはこれまでも記載ございましたが、これに加えて、必要に応じて、出融資等の先の環境社会配慮に関するポリシーやその環境社会配慮実施能力も確認し、そして影響を生じないっていうことでカテゴリ C にするんですよということと。念のためでございますけれども、例示が『追加設備投資を伴わない権益取得案件』となっておりますが、それにかかわらず、影響が小さいとして C にしているもの全てがネガティブチェックの上、影響がありそうかなというものについてきちっと環境ポリシーというものも確認し、そして環境への影響が最小限と、あるいは全くないという場合に C になるということとございます。

それで、前回の議論でも出資なり融資なり区別しないということといきますと、その時点では特定できないというようなものについてどうしますかというのが FI ということになって、IFC の例なども指摘いただきまして、FI につきましては、これも特定されないものから、むしろ逆に、最初から環境社会配慮実施能力というのを確認するといいますものは既に既存の Q&A にその対応、やり方について記載がございまして、これは例えばということと例

示の一つで、いろんなやり方あるんですけども、プロジェクトにおいてガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるようにすると、そのやり方として金融仲介者等の環境社会配慮確認実施能力を確認し、ガイドラインによる環境社会配慮確認を委任するとか、あるいは環境社会配慮実施能力について十分な能力があると判断できない場合にはコンサルタント等活用して実施ができるような能力アップを図るといったようなことですか、いくつか例示があるんですけども、そういった形で特定されない場合には関わり方としては能力のチェックと必要に応じたキャパシティビルディングというものが現在、書いてございますので、これを着実に実施していくということで、カテゴリ A、B、C、それから FI とそれぞれにおいて、あらゆる金融種類において区別せず、必要な関わり合いをその決定時点にしていくと。その後の問題というのは全てのものについて統一でございますけれども、必要な働き掛けを行っていくという意味ではそれははっきりするように、カテゴリ C 案件に分類された場合っていうのはあたかも、チェックレポート、レビュー、モニタリング不要というふうに誤解されないように、その後、そのプロジェクトの性質に応じた環境社会配慮が行われるよう、その最大限、努力するというのを続けていくということで、それぞれの影響が少ないとしてやってるわけですが、その後の問題が生じ得るという場合にはその確保に最大限、努力するというものは金融種類を分けなくて、全てにおいてそういった形でやるのがよかろうということで、そのやり方についてしっかりと明記するという事で対応させていただくのがいいんじゃないかなというふうに思っております。

むしろ、そう全体の串を通したことで、非常にご指摘、感謝しておりますが、IFC の状況も確認して、むしろ、非常に体系立ったなといいますか、国際基準を少し半歩、出るような取り組みができるということになりそうかなと思っております。ありがとうございます。

【司会】

ただ今の説明に対しまして皆さまのほうでご質問、あるいはご意見はございますか。14 番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

前回の議論受けて、ご丁寧なご説明いただきまして、ありがとうございます。まず、最初の論点 17 のほうですが、FAQ に文言というか、ご説明が追記されたのかなとは思いますが、JBIC さんと NEXI さんのご説明をより丁寧に書かれたんだろうなというのはよく分かりました。

ただ、もう、議論を何回も、前回含めて、前々回もでしょうか、させていただいているところですので、私たち NGO 側が持っている問題意識ですか、意見っていうものはなかなか反映されなかったなというふうに考えております。2002 年に今の形の JBIC さんのガイドライン、NEXI さんのガイドラインができたときに私たちも策定に携わらせていただいておりますけれども、一番の肝心なところが、第 1 部 4. の (3) にある環境レビューのカテゴリ

Aにおいて、今、定義が明確にFAQに書かれていましたけれども、環境社会影響評価報告書の『提出を受けて、環境レビューを行う』ということが、これが原則として書かれているというところがあって、なので、ここが一番ぶれてはいけないところなんだろうと思いますし、そういう建て付けで最初の2001年とか2002年の頃も議論していたというふうに私たちは記憶しております。そこの提出されるべき文書、これがないのであれば、支援を行わないというのがガイドラインの建て付け上、そこが原則なのであって、それよりも例外がある場合についてはレビューで必要な情報を提出してもらって、環境レビューを支援するの可否かを決めるってところなんだと思います。そのレビューに必要な文書っていうのは、結局、ここで書いてあるのは環境社会影響評価報告書の内容ですよ。それが結局、第2部2の『カテゴリAに必要な環境社会影響評価報告書』のところにリストとして並んでいるわけですし、そこの部分の情報というのは基本的には商業上の秘密には関わらない情報ですので、住民協議の議事録ですとか、そういったものも含めて、一律、公開を求めるべき、そうじゃないと、JBICさんNEXIさんが環境レビューができないわけですから。そこが提出されて、しかも公開をされる、ここが原則だというふうに私たちは考えております。

何回も議論は今回させていただいておりますので、議事録にはもちろん、議論は残りますし、私たちの問題意識も十分お分かりいただけているはずですので、またパブリック・コメントの機会に、すみません、プロセスがまだ分かりませんが、また意見を言う機会があれば、私たちのほうからはこういった問題意識を伝えていくことになるのかなっていうふうに思っております。すみません。コメントというか、になりますけれども。以上です。

【司会】

ご意見、どうもありがとうございました。他にご質問、あるいはコメントございますか。今の点についてJBICのほうから、前回は議論しているところですが、改めて補足等ありますか。

【国際協力銀行 関根】

まず、支援するべきではないというところにつきましては、私どもはレビューをした上で決定をしております。ですから、争点は、私どもがレビューした内容をそのまま載せていかどうかについて非常に議論といたしますが、精査をしたんですが、かつ、世の中全体、要は強要できるかということについて国際的な動向も確認しましたが、一言で言いますと、画一的な対応が非常に難しいということでございまして、レビューはいたします、その結果として得られた情報について公開を促す働き掛けを行いますと、その中で公開されるものが増えてくればいいなということは、これ、議事録に残るというお話もあったので考えています。

ただ、画一的な、それをルールとして細かく書き下すというところは非常に困難、そこには共通的に商業上の秘密というものが有り得るという考え方は決してJBIC独自の見方ではなくて、リアリティーとして国際的にもあるのかなということですが、ここは時間をかけて

十分、認識しておりますので、そういったことを踏まえた運用努力というものは強化しているという結果をご覧に入りたいなとは思っております。ありがとうございます。

【司会】

他にご意見、ご質問ございますか。14 番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

すみません。論点の 18 のほうで質問というか、クラリフィケーションがありましたので、述べさせていただきたいんですけども、金融の手段というか、種類に問わずというところは分かったんですが、となると、『追加設備投資を伴わない権益取得案件』っていうものについても株式取得の金融スキームというかケースで『追加設備投資を伴わない権益取得案件』っていうものがあり得るのでしょうか。まず、それが一つです。

あとはこれまではこの『追加設備投資を伴わない権益取得』っていうのは既存の、しかも特定の案件について、私たち議論させていただいたことはあるんですけども、いわゆる会社、法人を株式取得する場合に、この『追加設備投資を伴わない権益取得案件』っていうものがあり得るのかっていうところですかね。そこがなかなかぴんとこないというか、分からなかったので、教えていただきたいなと思いました。

【司会】

ご質問ありがとうございます、ただいまの権益取得の件ですが、JBIC から回答をお願いします。

【国際協力銀行 関根】

あらゆるケースの想定した議論ですので、あるかどうかではなく、あり得るかどうかという話で申し上げます。一つ目はよく意識されているのがプロジェクトにひも付いた権益取得というものが、資源ですとか、そういったものであると認識しています。それからいわゆる会社でいきますと、出資といいますよりもいわゆる株式取得、買収といったことで買収自体を目的とするという M&A ということがファイナンスではあろうかと思っております。その場合に追加設備投資を伴わないというものがあるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。12 番の方、どうぞ。

【「環境・持続社会」研究センター 田辺】

先ほどの情報公開のFAQのほうに戻っていただいて、青字で追加していただいた文章の

中で『さらに』から始まる部分があると思うんですけども、この中の借入人等からの入手した文書で括弧書きで例示をされているんですけども、主に二つの点、『プロジェクト所在国に環境アセスメントの手続き制度がない』場合、それから『または手続き制度はあるものの当該プロジェクトがその対象外であるため環境影響評価報告書が作成されない』場合というふうになってるんですけど、ここにもう一つ加えていただきたいなと思ってまして、つまり、環境社会影響評価報告書が十分な内容を伴っていない場合にもさらに情報収集をJBICがして、入手をするということが考えられると思いますので、それを加えていただくということが可能かどうかご検討いただければ幸いです。以上です。

【司会】

ご指摘ありがとうございます。情報公開の件、FAQ に追記できないかというお話でした。この点については JBIC はいかがですか。

【国際協力銀行 関根】

趣旨がおそらく合ってると思うんですけども、環境アセスメント制度の下でのアセスメント内容が不十分であった場合に JBIC が追加的に必要だと思って確認しましたというものもその『さらに』のところに入ってくるというのが分かるようにしたほうがいいのではないかとご指摘だと理解しましたので、検討をさせていただければと思っています。

【司会】

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。14 番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

すみません。先ほどの私は続きで、論点の 18 なんですけれども、『追加設備投資を伴わない権益取得案件』のあり得るパターンっていうのを先ほどご例示いただいたんですけども、カテゴリ FI の場合に、これも結局、あらゆる金融手段を問わずということだったので、カテゴリ FI になり得るという理解なんですけれども、先ほどのような法人の買収というか、法人の株式取得をする場合にカテゴリ FI になる可能性っていうか、そういうパターンもあり得るっていうことなんでしょうか。

【司会】

FI についてご質問を頂きましたが、JBIC から回答お願いします。

【国際協力銀行 関根】

理屈としましては、新規の、可能性だけの話ですが、会社を新設したときの株式取得で、その新設事業っていうのはその事業はある程度あるでしょうから、想像はしにくいですが、

例えば、ファンドなんかでファンド投資をした場合にそのファンドにプロジェクトの計画書、あるいは投資の方針等がありますけど、その先の個別についてはそれぞれのファンドマネージャーがやるということはあると思います。

すみません。にわかにお答えになってないかもしれませんが、私、ポイントはFIにせよ、Cにせよ、いずれにせよ、その会社の必要性に応じてですが、FIの場合は何もプロジェクトはない、影響の評価以前の問題なので必ずということだと思いますが、一つの能力評価、あるいはクオリティー評価というものをやっていくということで、Cだからどう、FIだからどうというよりも、必要に応じた環境ポリシーのチェックと、そして能力の確認というものを経て対応するし、その後に問題が起こった場合の善処を促すといったアクションはいずれにせよ行うということで、この環境社会配慮についてきちっと担保されるようにしていくという考え方でございます。

【司会】

14 番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

答えにくい質問に答えていただいております。FoE Japan の波多江です。すみません。私も具体例がないと質問しづらいなと思いつつやっていたんですけども、私が質問させていただいたのは、私たちがこの論点を提出させていただいたときに NGO の考え方のところを出した事例が、ある法人への出資について、このケースではカテゴリ C に分類されということだったんですよね。なんですけれども、その出資の時点ではもちろん、特定のプロジェクトとひも付けない形でということだったので、カテゴリ C にしたっていうお話だったんですけども、一方、その実は、法人がガスを扱う法人でしたので、ガスターミナル建設ですとか、いろいろなガス事業に携わるといところで、特定のプロジェクトが出てくるというところで、FI にするべきものじゃないかということで論点に出させていただいたので、その辺りの整理をどういうふうにすればいいのかなと思ひまして、ご質問させていただきました。

もう一つはカテゴリ C であっても、FI であっても、その事例によってというか、必要に応じてしっかりと出資先のポリシーですとか、実施能力はご覧になっていらっしゃるということだったので、それはもちろん、ぜひ、やっていただきたいんですけども、カテゴリ C についてはガイドラインでは環境レビューは省略するというふうになっているので、そのカテゴリ C の場合にそのポリシーですとか、実施能力を確認するというのはスクリーニングフォームを見ただけ、見ただけというか、見られた後の環境レビューではなくて何なのかなというのが聞きたかったのと、それからカテゴリ FI については環境レビューを省略するとは書いてないので、書きぶりの問題だけなのかもしれませんけれども、もし実態を確認をされているのであればそうなのかもしれないですが、ガイドラインの書きぶりが違

うので、本文の書きぶりですね、気になったところではありました。

【司会】

ご質問ありがとうございます。カテゴリ C、あるいは FI についてですね。特にレビューはどういった形でなるのかというご質問でした。JBIC から回答お願いします。

【国際協力銀行 関根】

今、私がお説明したことが明確になるために、今日、お示しした FAQ というものを記載して、特に C のときにおっしゃったんですけども、C のところも二つの構成からなってますけども、C は権益取得を例に出していますけども、その場合、あるいは違うケースで C になっているような場合も、その分野のネガティブチェックを行うということと、そしてネガティブチェックを行って、さらに必要があればスクリーニングフォーム、それから質疑を通じて、あるいはデューデリを通じて環境社会配慮に関するポリシー、そして体制の確認というものをしているという実務のフローになっているということでございますし、その後のところでも放置しているということよりも、何らの問題が生じた場合に働き掛けを行うんですよということはここに明記して、意識付けと共に明確にしているということで、今のご質問に対応してることになるんじゃないかなというふうに思います。

【司会】

他にご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。14 番の方、どうぞ。

【FoE Japan 波多江】

関根さん、ありがとうございます、ご説明いただきまして。最後にもう一点だけ、この論点 18 のところで、前回の議論の際に申し上げたと思うんですけども、カテゴリ C、FI という問題ではなく、例えば、株式を JBIC さんが取得する、要は出資者として関わる場合は、融資者であれば配慮を確認する立場ですが、出資者であれば環境社会配慮を確保する立場になるんだと思うんですけども、そこは書き込んだりとかはしないんでしょうか、あるいはご説明を入れるとか。そこを教えていただければと思います。

【司会】

ただ今のご質問の点、JBIC から回答お願いします。

【国際協力銀行 関根】

整理としては金融支援ということで融資、出資、融資の場合は契約上の権利で、出資者は出資者としての権利でと、いずれにしても事業主体というのは別にいるということでございますので、そこに対して働き掛けを行っていくということを一律にやっていくというこ

とでいいんじゃないかなと思ってます。実態としてそうしていくということが重要だと思っています。ありがとうございます。

【司会】

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。8番の方、どうぞ。

【日本機械輸出組合 香取】

まず、今回のご説明で、コモンアプローチ等の国際スタンダードに参照していただいているということ、これは本当にありがとうございます。妥当というふうに考えます。また、公開にあたって商業上の秘密、あるいは競争関係についてご配慮いただいていることも大事なポイントだと思いますので、感謝申し上げます。

それから、手短にですが、前回、私の個人的な、要は産業界として調整したり、統一見解ではないということでお話をした、一律ではないのでFAQに反映するという取り扱い、あるいは環境社会影響評価報告書の代替、あるいは利用できるものは利用していくという考え方、こういったものに賛成するというふうにお話し申し上げたんですが、その後、特段、産業界の側から反論とかということはないということをご報告させていただきたいと思います。今の進め方でぜひ進めさせていただければというふうに考えます。具体的な文言につきましてはまた別途、パブリック・コメント等の中での出ることあるかもしれませんが、方向性として今の議論の進め方というか、対応の方向で歓迎というか、よろしいのではないかとこのように考えます。以上です。

【司会】

どうも、ご意見ありがとうございました。本議題に関し、他にご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。他にご質問、ご意見、特にないようですので、最後にJBICのほうから今後の予定等、補足、あるいは説明すべきことがあればお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

【国際協力銀行 関根】

本日もありがとうございました。ほぼ、私、出てから常に時間はぎりぎりまで使うということで、非常に闊達なご意見いただいて感謝しております。今後でございますけれども、いただきました論点や議論、それから今日も異議申立も含めて有益なご意見をいただきまして、そういったものを含めて、私どもとしては今、ご提示させていただいている改訂案と今日の議論の反映というものも含めて、次のプロセスとしてはパブリック・コメントに移らせていただければと思っております。そちらで改めて文言、精査いただきまして、ご意見をいただきたいと存じます。その上で最終的な着地点ということを進められればと思っておりますので、ホームページでご案内させていただきたいと思っております。今回、準備、申し上げた

ように国際機関の状況等、直接、確認するなどいたしまして、丁寧にご回答をと心掛けておりました関係上、時間が空いてしまいまして、年度末近づいてしまいました。皆さまのご参加を賜りまして、大変感謝しております。引き続き、コンサルテーションということでご意見をいただきたくございますので、何とぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

【司会】

どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして、本会合を閉会とさせていただきます。大変お忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございました。

(了)